

(株)夏山商店 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年7月1日～令和13年6月30日までの5年間

2. 内容

目標1: 男性の育児関連制度(子の看護等休暇・育児休業等)の利用実績を1件以上とする。

<対策>

- 令和8年7月～ 改正育児・介護休業法(2025年4月・10月施行分)に基づき新しくなった規定(小学校3年生修了までの看護等休暇、1時間単位の取得、入社直後の取得等)を、社内チャットワークで全社員に周知する。
- 令和8年10月～ 中途採用時や、社員が40歳に達した際など、適切な時期にチャットワーク等を通じて介護・育児制度の案内を行い、休みを相談しやすい環境を維持する。

目標2: 有給休暇の社内掲示による見える化を継続し、平均取得日数について前年比以上を目指す。

<対策>

- 令和8年7月～ 引き続き、事務所内の予定表等に有給休暇の取得状況を掲示(見える化)し、定期的に取得を呼びかける。
- 令和9年1月～ 毎年、年間の有給取得実績を確認し、業務の偏りがいないか把握した上で、中途採用者も含め全員がスムーズに休暇を取れるよう、互助体制の意識付けを行う。